

一般社団法人千葉県設備設計事務所協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人千葉県設備設計事務所協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、設備設計事務所の業務の改善、合理的経営と社会的地位の向上に努め、もって千葉県の建築設備の興隆に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 設備設計、設計監理の業務に関する調査研究
- (2) 設備設計事務所の業務の質の向上に関する施策の実施
- (3) 設備設計、設計監理の普及啓蒙
- (4) 会誌、研究報告書等の刊行及び講演会、見学会等の実施
- (5) その他この法人の目的を達成するための必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 千葉県内に主たる事務所を置き設備設計事務所を運営する事業者であつて、この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
 - (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会し、この法人の活動を賛助し又は後援する個人又は法人
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める様式により申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会（以下「総会」という。）において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会費の納入)

第8条 会員は、毎年度の会費を前納しなければならない。

2 途中入会者の会費は、年度の上半期の入会者は全額を、また下半期の入会者はその2分の1を納入する。

(任意退会)

第9条 会員は、会費を完納のうえ、この法人が別に定める退会届を会長に提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会の1週間前までにその旨通知し、かつ総会で弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 継続して1年以上会費を滞納し、理事会において支払い意思がないと認定したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(種別)

第12条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 この法人の定時総会は、毎年事業年度の終了後2カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集請求があったとき

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれに当たる。
- 3 総会を招集するには、会日の1週間前までに、正会員に対してその通知をしなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし第15条第2項第2号の規定により臨時総会を開催する場合は、その総会に出席する正会員のうちから選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議

決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う（以下、この決議を「総会の特別決議」という。）。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議決権の代理行使等）

第20条 総会に出席できない正会員は、次の方法をもって議決権を行使することができる。

- (1) 他の正会員に代理権を委任してその議決権を行使する。
 - (2) 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し総会に提出して行う。
 - (3) 電磁的方法による議決権の行使は、理事会の承諾を得て、電磁的方法により総会に提供して行う。
- 2 前項第1号の代理権の授与は、総会ごとに委任状を議長に提出してしなければならない。

（議事録）

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名以上が前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員等

（役員の設定）

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 3 理事のうち若干名を副会長及び専務理事とし、副会長及び専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事（以下「役員」という。）は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

4 監事は、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

5 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 役員については、これを再任することができる。

(役員解任)

第27条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない非行があったとき。

2 前項の場合は、当該決議をする総会で解任しようとする役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第29条 この法人は、一般法人法第111条第1項で定めるところの理事又は監事の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合、理事会の決議によって、法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、その責任を免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、法令又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に附議すべき事項
- (3) その他総会の決議を要しない業務執行に関する事項
- (4) すべての理事の職務執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠け、又は事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により副会長が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事から会長に対して会議の目的である事項を示して、理事会の招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 監事が必要と認めて、会長に対して理事会の招集の請求をしたとき
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、前条第3号及び第5号の規定により理事会を開催する場合は、その理事会に出席した理事のうちから選出する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を充たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- 2 議事録には、出席した代表理事及び監事がこれに署名し、又は記名押印する。

第7章 委員会及び事務局

(委員会)

第37条 この法人は、その事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

(事務局)

第38条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て、会長が行う。
- 4 前3項の規定のほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決

議を経て別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を備え置くものとする。

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費収入

(2) 寄付金品

(3) 事業に伴う収入

(4) その他の収入

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は会長が理事会の決議を経て別に定める。

(費用の支弁)

第43条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号に規定する事由により解散するほか、総会の特別決議により解散することができる。

第10章 剰余金および残余財産

(剰余金の分配)

第46条 この法人は 剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所に掲示板を設置して、その掲示板に情報を掲示する方法による。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第49条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日に始まり平成25年3月31日に終わる。

(設立時役員)

第50条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりとする

設立時理事	松井 道雄
設立時理事	津國 守
設立時理事	森田 京二
設立時理事	梶原 等
設立時理事	菅原 正人
設立時理事	村上 利一
設立時理事	河淵 秀章
設立時理事	飯塚 順二
設立時理事	鈴木 巧
設立時理事	藤井 靖久
設立時理事	古賀 あけみ
設立時代表理事	松井 道雄
設立時監事	室岡 淑郎

(設立時社員)

第51条 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりとする。

設立時社員	千葉県千葉市中央区都町二丁目5番1号 株式会社智設計事務所 代表取締役 松井道雄
設立時社員	千葉県千葉市美浜区稲毛海岸四丁目11番4号 株式会社津國建築設備設計事務所 代表取締役 津國 守
設立時社員	千葉縣市川市新浜一丁目8番12号 株式会社ビーエル建築設備研究室 代表取締役 森田京二
設立時社員	千葉県千葉市中央区新田町12番地1 株式会社環境設備計画 代表取締役 梶原 等
設立時社員	千葉県習志野市谷津四丁目7番28号 株式会社菅原電気事務所 代表取締役 菅原正人
設立時社員	千葉県千葉市中央区長洲一丁目23番2-2号 ルネス本千葉602号 村上 利一
設立時社員	千葉県松戸市上本郷2756番地の1 河淵 秀章

設立時社員 千葉県袖ヶ浦市代宿 1046 番地 1
有限会社飯塚設計事務所 取締役 飯塚 順二

設立時社員 千葉県市原市ちはら台南三丁目 1 4 番地 1 8
鈴木 巧

設立時社員 千葉県千葉市中央区寒川町二丁目 1 0 3 番地
有限会社創和設備設計 代表取締役 藤井靖久

設立時社員 千葉県成田市船形 9 0 8 番地 7 3
有限会社都丸設計事務所 代表取締役 古賀あけみ

設立時社員 千葉県千葉市中央区道場南一丁目 7 番地 2 3 号
有限会社室岡建築設備設計事務所 取締役 室岡淑郎

(法令の準拠)

第 5 2 条 この定款に定めのない事項については、一般法人法その他の法令の定めるところとする。

以上、一般社団法人千葉県設備設計事務所協会設立のため、下記設立時社員の定款作成代理人である司法書士法人清水事務所 社員 清水義雄は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成 2 4 年 1 1 月 7 日

設立時社員 株式会社智設計事務所
設立時社員 株式会社津國建築設備設計事務所
設立時社員 株式会社ビーエル建築設備研究室
設立時社員 株式会社環境設備計画
設立時社員 株式会社菅原電気事務所
設立時社員 村上 利一
設立時社員 河淵 秀章
設立時社員 有限会社飯塚設計事務所
設立時社員 鈴木 巧
設立時社員 有限会社創和設備設計
設立時社員 有限会社都丸設計事務所
設立時社員 有限会社室岡建築設備設計事務所

上記 1 2 名の定款作成代理人 千葉市中央区新田町 3 6 番 3 号
司法書士法人清水事務所
社員 清水 義 雄